

当局の臨時災害放送局用設備



送信部・音声調整装置



アンテナ部

《臨時災害放送局の概要》

| | |
|--------|---|
| 免許主体 | 被災地の地方公共団体等 (災害対策放送を行うのに適した団体) |
| 周波数 | FM放送の周波数 (76.1MHz~94.9MHzのうち割当可能な周波数) |
| 空中線電力 | 必要な範囲(原則100W以下) |
| 放送対象地域 | 災害対策に必要な地域の範囲内 |
| 免許の期間 | 被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間 |
| 免許の方法 | 電話等により口頭で申請し、免許を受けることが可能(臨機の措置) ⇒ 後日、正式に申請書類を提出することが必要 |



臨時災害放送局のイメージ